

令和8年5月26日

兵庫県知事

齋藤元彦様

一般社団法人兵庫県LPガス協会

会長 北嶋太郎



L P ガス料金負担軽減に向けた追加支援策の実施について（お願い）

平素より、当協会の事業につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、貴県におかれましては、令和5年8月検針分から現在事業中の本年5月検針分までの間の計6期にわたって、LPガス消費者に対する料金負担軽減策を実施していただいていることにつきましても、重ねて御礼申し上げます。

さて、わが国において、様々な分野での物価高騰が見られる中、エネルギー価格につきましても高騰が続いていますが、このたび、2月末に勃発したイラン情勢を受けて、中東からの原油調達が滞り、経済活動への影響も心配されることに加え、県民生活への直接的な影響としてさらなる物価高騰が広範囲に及んでおり、各種エネルギーについては、供給不足への不安もあり、価格高騰については、現状及び今後の見込みが顕著なものとなっています。

LPガスは、わが国においては環太平洋地域からの輸入が多く、中東地域への依存は小さいため、供給面での不安は原油やLNGほど大きくはないものの、輸送コストの高騰に加え、エネルギー全般の需給状況などから、LPガス価格も高騰している状況です。

このような状況の中、政府においては、3月からガソリン価格引き下げへの対応として補助金の拠出が継続しているとともに、本年1月から3月分の対策をもって終了していた電力と都市ガスの値引きについても、今夏についての値引きについての検討が行われています。

つきましては、これまでエネルギー料金負担軽減策は、電力と都市ガスについては国が一律で対策を講じ、LPガスについては地方交付金によって地方自治体による対策が講じられてきたという経緯を鑑み、国において電力と都市ガスに対する補助が実施される場合には、兵庫県においてLPガスに対する料金負担軽減対策を実施していただくよう、以下のとおり要望します。

1. 今後の政府による今夏の電気及び都市ガス等のエネルギー料金負担軽減に係る追加支援の実施状況も勘案のうえ、貴県において、LPガス消費者に対する負担軽減ための追加支援策を実施すること。
2. これまでの地方交付金によるLPガス料金負担軽減策は、地方自治体の裁量による事業内容で実施されていることから内容及び実施方法について地方自治体ごとに相違点があることから、当該事業の実施にあたっては、近隣府県の状況も考慮のうえ、より効果的となるような補助等の金額とすること。
3. 補助事業においては、LPガス販売事業者の経済的及び労力的な負担について極力低減を図るとともに、これら事業者の負担に対する支援についても十分ご配慮すること。

連絡先 (一社) 兵庫県LPガス協会

事務局長 稲田

TEL (078)361-8064